

○高松市少年育成センター条例施行規則

昭和39年3月31日

規則第27号

改正 昭和47年3月31日規則第21号

昭和49年3月30日規則第19号

昭和51年9月1日規則第28号

平成10年6月26日規則第43号

平成14年2月25日規則第13号

平成20年2月19日規則第9号

平成20年3月31日規則第44号

平成26年4月1日用字用語整備施行

高松市少年育成センター条例施行規則

第1条 この規則は、高松市少年育成センター条例（昭和39年高松市条例第41号。次条において「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 条例第4条の高松市少年育成センター運営協議会（以下「協議会」という。）は、高松市少年育成センター（以下「育成センター」という。）の業務に関する基本的事項を協議し、決定する。

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育、児童福祉、警察等の関係行政機関の職員
- (3) 少年の保護育成活動を行う団体の代表者
- (4) 前3号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、前条第2項第2号に掲げる身分を失ったときは、委員を辞したものとする。

第5条 協議会に委員長を1人、副委員長を2人置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。

第6条 協議会の会議は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

第7条 少年育成委員は、所長の意を受けて育成センターの業務について協力する。

第8条 少年育成委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学校教員
- (2) 警察署その他の関係行政機関の職員
- (3) 児童委員
- (4) 少年非行の防止に関し識見を有する者
- (5) 関係団体の職員又は構成員

第9条 少年育成委員の任期は2年とし、再任をさまたげない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この規則は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月31日規則第21号)

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年3月30日規則第19号)

この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年9月1日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年6月26日規則第43号)

この規則は、平成10年7月1日から施行する。

附 則 (平成14年2月25日規則第13号)

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月19日規則第9号)

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日規則第44号) 抄
(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。